

(資料6)

地方法人特別税等に関する 主な議論

東京都等における地方法人特別税に関する意見①

○平成19年度東京都税制調査会中間報告(平成19年11月29日)(抄)

地方税は、地方の行政サービスに必要な財源を住民の負担能力と行政サービスの受益の程度に応じ、負担し合うのが原則である。法人の事業活動と税の帰属を切り離し、その所在地等に関係なく税収を配分することを主旨とする再配分案は、こうした受益と負担の関係を断ち切るものであり、地方税としての根拠を失わせるとともに、地域と企業の結びつきを弱め、結果として、地域の活力、ひいては日本全体の活力の低下をもたらすものである。

また、各地方自治体は、現在、法人二税について、地域特性を活かした企業誘致や超過課税を行うなど、課税自主権を活用して税収確保策を講じている。法人二税の再配分案は、こうした地方自治体の自主決定権を奪うものにほかならず、分権改革という時計の針を逆戻りさせるものである。

東京都等における地方法人特別税に関する意見②

○最近の意見

「平成25年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」(平成24年6月東京都)(抄)

4 法人事業税の不合理な暫定措置の確実な撤廃

法人事業税の不合理な暫定措置を確実に撤廃し、地方税として復元すること。

<現状・課題>

平成20年度税制改正で暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、…地方の重要な基幹税である法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するものであるが、そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

<具体的要求内容>

首都東京の防災力を一層高めていくためにも、不合理な手段で東京の財源を奪う暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

○これまでの意見

「地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元について」(平成21年12月東京都知事石原慎太郎・神奈川県知事松沢成文・愛知県知事神田真秋・大阪府知事橋下徹)(抄)

この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであり、我々は、その導入時から強く反対してきた。

…この急激な景気後退の直撃を受けた大都市の都府県では、企業収益の極端な悪化により、法人事業税は尋常でない水準にまで落ち込んでおり、早期の回復は到底見込めない状況である。このような中で、今後もこの措置を続けることは、極めて不合理である。

…現在、政府税制調査会において、大幅な政策転換につながる議論が進められているが、以上の点を踏まえ、この暫定措置の撤廃についてもあわせて議論し、地方法人特別税を早期に廃止し、地方の法人事業税として復元することを強く求める。

地方六団体における地方法人特別税に関する意見

○最近の意見

「平成25年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望(総務省関係)」
(平成24年7月20日全国知事会)(抄)

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

○これまでの意見

全国知事会会長声明「与党税制改正大綱の決定を受けて」(平成19年12月13日)(抄)

税収偏在の是正方法については、我々が求めた地方の法人二税と消費税の交換方式が採られず、暫定的とはいえ、法人事業税の一部を国税化し再配分する方式が採られることとなった。この点は、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題であり残念である。

新設の地方法人特別税は、目的実質は地方の税である。税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すべきものである。

その他の地方法人特別税に関する意見

○財政制度等審議会の意見

「財政の健全化に向けた考え方について」(平成23年12月9日財政制度分科会)(抄)

いずれにしても、ここで述べた地方税財政改革は、不交付団体の増加を目指すものであり、地方税収の偏在性に留意する必要がある。…偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、既存の地方法人特別税制度も活用しつつ、地方税の仕組みの中で不交付団体を含めた財政調整を行うことを検討する必要がある。具体的には、例えば「財政調整目的税」のような形で地方団体間の財政調整のコストを地方税として可視化し、縮小・限定された財源保障機能の分離を図りつつ、法定率分を含めた地方交付税制度をこのような地方税としての財政調整システムに収斂させることも将来の選択肢の一つであり、この点からも「国が関与しない財政調整の仕組みを検討すべき。」との政策仕分けでの提言を踏まえていく必要がある。

○日本経済団体連合会の意見

「平成24年度税制改正に関する提言」(2011年9月14日)(抄)

法人実効税率を30%～25%まで引き下げる際には、国税の法人税率の引き下げのみならず、地方の安定財源確保とあわせ、地方法人所得課税についても、大幅な縮減を含む見直しが不可欠である。まずは、平成20年度税制改正の経緯(地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税制抜本改革がなされる間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税および地方法人特別譲与税を創設)に鑑み、税制抜本改革の際には、地方法人所得課税の改革の第一歩として、地方法人特別税を廃止すべきである。

地方法人特別税暫定措置法国会審議等（概要）

- 地方法人税の一部を国税化し、地方に再配分するという方策は、受益と負担の関係が不明確となり、応益原則と負担分任原則の課税原則に反しているのではないか。また、これは自治体の自主課税権の否定、そして地方自治の侵害そのものではないか。
- 地方法人特別税は、形式上は国税という形で構成しているが、税収の全額は地方に譲与し、課税徴収も都道府県が行う税なので、実質的には地方の税源。
法制上も、賦課徴収等は法人事業税の例によるということで国税通則法の適用を除外し、国税徴収法上も地方税とみなしている。総務省組織令の中で、総務省の所掌事務として地方法人特別税の企画立案について入れているという点からも、実質的には地方の税源であり、地方自治の中で分権を目指している方向を否定するものではない。
- 消費税と法人税、地方法人課税のうち、地方の財政を安定させるためにはどれが適切か。
- 地方法人二税は、自治体がいろいろと企業を誘致するインセンティブをこの税によって持っているので、いろいろ努力をして、企業に稼いでもらって税収を自治体としてもいただく。こういう上で法人二税は非常にいい税である。
ただ、問題は景気に非常に左右されること。また、法人税収自体は急速に回復してきたが、税の偏在という意味では、分割基準をいろいろ変えたりはしたが、各都道府県の一人当たり税収額が六倍ぐらいに広がっている。もっとその格差を縮めなければいけない。
地方消費税は安定的な偏在性の小さい財源なので、これを基軸にもっと安定的な財源を地方税体系の中に加味していくと我々の目指す地方税体系が構築される。
- 地方法人税をその自治体以外の住民のために使うことは受益者負担の原則に反する。また、国が地方の税金を取り上げるのは、自主財源を拡充する地方分権に逆行するもので断じて容認できない。